

ひろしま新商品チャレンジスペース事業実施要領

1. 実施目的

中小・小規模事業者はそれぞれの優れた技術やノウハウを活用し多くの商品を開発しているものの、開発された商品の中で売れる商品は一部に留まっています。これは新商品を開発する際に必要な消費者ニーズを取り入れることなく開発されることが多く、また、そのニーズを確認するため場が不足していることが考えられます。

本事業は、これらの課題を解決するため、ひろしま夢ぷらざの売り場を活用したテスト販売による消費者ニーズの把握とSNSの活用やマスコミへのパブリシティ展開等による商品PRを通じて、中小・小規模事業者の販路開拓と売れる商品開発を支援することを目的に実施するものです。

2. 実施概要

令和3年8月から令和4年2月の間に12のテーマを設定し、ひろしま夢ぷらざ店内に設置する特設コーナーにおいて、テーマに沿った商品を各回10商品程度募集し、展示販売によるテスト販売を実施します。

また、同時に店頭販売スペースにおいても消費者の声が直接確認できる対面販売によるテスト販売も実施します。

各テーマの実施期間は2週間程度とし、テスト販売終了後は各出展者に対し販売結果に専門家のコメントを添えてフィードバックし、今後の販路開拓に活用してもらう他、販売結果によりひろしま夢ぷらざの常設商品として取扱います。

また、本事業の成果を高めるため、SNS活用やマスコミへのパブリシティ展開も同時に実施します。

3. 出展について

(1) 対象商品

①別紙1「ひろしま新商品チャレンジスペース事業開催テーマ（以下、開催テーマ）」に沿った新商品等（※1）で、商工会及び商工会議所（以下、商工会等）の会員事業者の取り扱う商品（※2）。

②別紙の開催テーマに沿っており、令和2年度にひろしま夢ぷらざが実施したPOSデータに基づいて取扱いが中止となった商品で、その後改良された商品又は改良を予定している商品。

※1 新商品とは、事業者が新たに開発した商品の他、ひろしま夢ぷらざで取り扱いの無い商品。

※2 2021（令和3）年度「ひろしま夢ぷらざ」展示・販売部門出展要領参照。

(2) 実施期間

令和3年8月11日～令和4年2月14日の間の2週間程度とし、各テーマの開催期間は別紙の開催テーマのとおりとします。

(3) 事前商談

本事業では、テスト販売の成果を高めるため、商品の特徴等を的確に捉え販売促進に繋げる他、SNSの活用やマスコミへのパブリシティ展開等による商品PRを予定しております。

そのため、事前商談により商品の特徴等を確認しますので、出展に際しては必ず事前商談を行ってください。

(4) 商品の取扱い及び販売手数料について

本事業に係る商品の取扱い及び手数料については、2021（令和3）年度「ひろしま夢ぷらざ」展示・販売部門出展要領に記載の通りとします。

①店内特設コーナー

商品の取扱いは委託販売となります。委託販売商品の販売手数料については、売上額の25%を出展事業者より徴収します。

売上額の精算は、開催期間の最終日を含む月末を締め日とし、売上額から販売手数料を徴収した金額を翌月10日に商工会等に振込みます。

②店頭対面販売スペース

出展事業者の対面による商品販売については、売上額の18%を出展事業者より出展日当日徴収します。

(5) 申込方法

別紙2「ひろしま新商品チャレンジスペース出展申込書兼事前商談申込書」に必要事項を記入の上、直接ひろしま夢ぷらざに申し込んでください。

申込先 ひろしま夢ぷらざ（担当：浅井）

電話：(082) 541-3131

FAX：(082) 544-2721

メール：plaza-manager@hint.or.jp